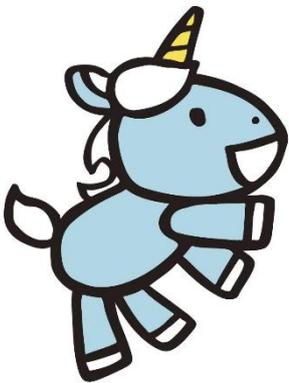




トレジャーキッズ
つきのお保育園

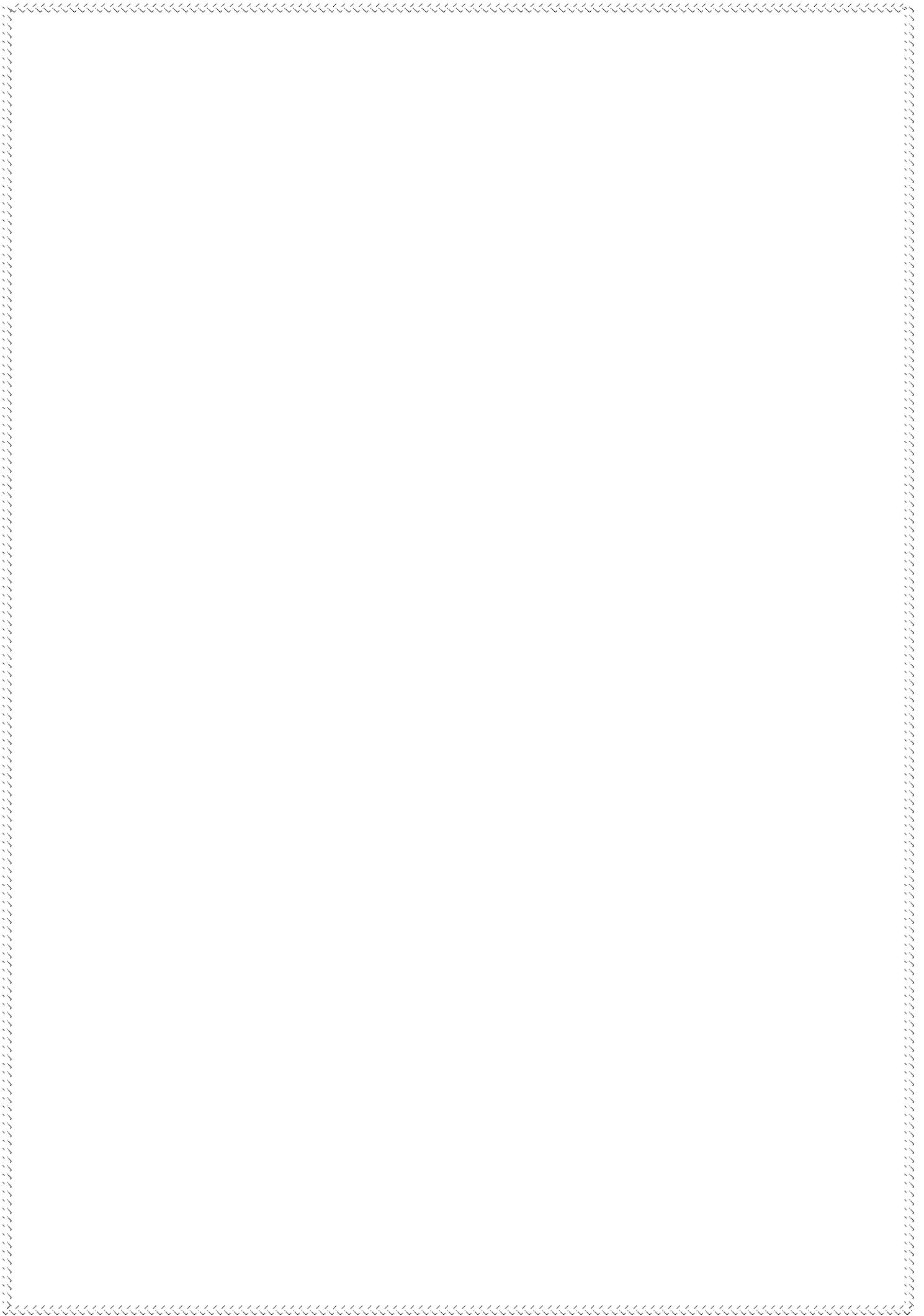


重要事項説明書

(入園のしおり)

令和7年度





目次

第1章 施設概要	P1	第4章 家庭との連携	P23
1. 施設の目的及び運営の方針		1. 園からのお知らせ	P26
第2章 保育の内容	P3	2. 緊急時の連絡方法	P27
1. 保育の理念、目標など		3. 災害警報について	P27
2. 提供する保育等の内容	P4	4. 災害発生時の緊急連絡先について	P28
3. 利用の開始に関する事項	P4	5. 非常災害対策	P28
4. 契約の解除	P4	6. 緊急時の対応について	P29
5. 保育について	P5	7. 保育内容に関する相談・苦情窓口	P30
6. 保育園の1年	P9	8. 虐待防止等の措置について	P31
7. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況	P10	9. 第三者評価について	P31
8. 利用料金について	P11	10. 利用者に対するの保険	P31
第3章 保健と健康管理		11. 園児の利用状況	P31
1. 登園の条件について	P13	12. 子ども子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により、公表・公示された旨	P31
2. 保育園とくすり	P16	13. 個人情報の方針及び、個人情報の取り扱いについて	P32
3. 園児健康診断	P17	14. 当園におけるその他の留意事項	P32
4. 嘱託医について	P17	15. 写真について	P32
5. 感染症の登園基準	P17		
6. 乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守るために	P19	(別添)トレジャーキッズつきのわ保育園における個人情報の方針及び、個人情報の取り扱いについて	P33
7. 予防接種	P20		
8. 「けんこうのきろく」について	P20		
(資料) SIDS のリーフレット	P21		
	P22		

第1章 施設概要

1. 施設の目的及び運営の方針

(1)運営主体

事業者の名称	株式会社セリオ
事業者の所在地	〒530-0003 大阪市北区堂島1-5-17 堂島グランドビル 8 階
事業者の連絡先	06-6442-0600
代表者氏名	黒崎 泰司

(2)施設の概要

種別	認可保育所							
名称	トレジャーキッズつきのわ保育園							
所在地	滋賀県大津市月輪 2-2-27							
連絡先	電話番号 077-548-7838 FAX 番号 077-548-7838							
管理者氏名	園長 大辻みどり							
開設年月日	2020年4月1日							
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童							
ホームページ	http://www.serio-corp.com							
事業者番号	2520106100709							
認可定員	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	クラス名	ほし組	つき組	にじ組	かぜ組	そら組	だいち組	
	人数	6人	14人	15人	15人	15人	15人	80人
職員配置(園児数により変更)	2人	3人	3人	1人	1人	1人		
利用定員	満3歳以上の児童				45人			
	満1歳以上、3歳未満の児童				29人			
	満1歳未満の児童				6人			

(3)施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- ①当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳幼児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- ②当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- ③当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援等を行うよう努めます。
- ④当園を退園、卒園された後にもご相談がありましたら、上記にご連絡ください。

(4) 当園における施設、設備等の概要

①施設

敷地	専有面積	932.68 m ²
	園庭	299.0 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2階建てのうち、1階、2階
	延べ	498.00 m ²

②主な設備の概要

設備	部屋数	面積
ほふく室(0歳児)	1室	34.76 m ²
乳児室(1歳児)	1室	56.85 m ²
保育室(2・3・4・5歳児)	4室	166.43 m ²
調理室	1室	24.57 m ²
調乳室	1室	2.83 m ²
幼児用トイレ	1室	20.93 m ²
事務室	1室	20.89 m ²
相談室	1室	5.75 m ²
沐浴室	1室	11.13 m ²

●安心安全な施設運営への取り組みのため、園内みまもりカメラの導入をしております。

- ・目的:外部からの侵入抑止および園内トラブル(ケガ、不審者侵入)発生時の事実確認のため
- ・設置場所:各保育室および玄関

③園舎見取り図



第2章 保育の内容

1. 保育の理念、目標など

セリオの保育

自分らしくいてほしいから
健やかでいてほしいから
自信をもってほしいから
なんにでも向かっていってほしいから
友だちを大切にしてほしいから

やさしく、そっと、子どもたちに寄り添います

保育理念

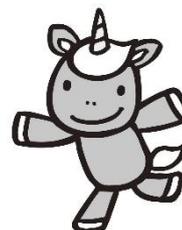
子ども一人ひとりの発達を保障し豊かな成長を支えます。
子どもの情緒が安定し、いきいきと自らを成長させる事が出来る環境を目指します。

保育方針

子ども達にとって第二の家庭でありたいと願っています。
生活や遊びを通して一人ひとりの子どもをよく観察し、乳幼児期に適した環境を整えて、あたたかい人間関係や秩序ある生活の中で主体性を育む保育を目指します。

保育目標

1. あいさつが出来る子ども
2. 心も身体もたくましい子ども
3. 自分もおともだちもまわりの人も大切にできる子ども
4. 自分で選び、自分で考え、自分で行動する子ども



クラス編成

0歳児…ほしぐみ 1歳児…つきぐみ 2歳児…にじぐみ
3歳児…かぜぐみ 4歳児…そらぐみ 5歳児…だいちぐみ

2. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日 厚労告117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育の内容

0～2歳の乳児については、担当制保育を行い、月齢や子どもの特徴に合わせた環境整備をします。幼児クラスは子ども主体の保育を行い、クラスの中や異年齢児との中で、思いやりの心や人を大切にすることを意識した保育を行います。

(3) 送迎

送迎は行いません。

(4) その他

病児保育事業(体調不良型)の実施

園庭開放実施(子育て支援事業)

厚生労働省・子ども家庭庁より発行されている以下の指針やガイドライン等に基づき保育を行っております。

- 保育所保育指針
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- 保育所における感染症対策ガイドライン
- 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- 保育所における食事の提供ガイドライン
- 大量調理マニュアル
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
- 授乳・離乳の支援ガイド

3. 利用の開始に関する事項

大津市の利用調整に基づき、当園に入園決定され、支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書に同意された後に保育の提供を開始します。

4. 契約の解除

(1) 下記の場合、保育の提供を終了し、退所させるものとします。

- 園児が小学校に就学したとき
- 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 退園について

退所を希望される場合には、速やかに大津市福祉部子ども未来局と当園までご連絡いただき、退園届を提出していただきますようお願いいたします。

5. 保育について

0歳～5歳までの一貫した就学前保育(養護・教育)をいたします。

(1)職員体制 (令和6年4月1日現在)

職 種	員 数	常 勤	非常勤	職務の内容
園長	1人	1人	0人	園務をつかさどり、保育の質の向上及び職員の資質向上に取り組む。職員の管理及び業務の管理を行う。
主任保育士	1人	1人	0人	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、保育の内容について他の職員を統括する。
保育士	25人	14人	9人	指導計画の立案をし、その計画に基づき、園児が安定した生活と活動ができるよう保育を行う。
栄養士	1人	1人	0人	献立の立案と園児の栄養指導と食育活動を行う。
調理員	3人	0人	3人	給食の調理
看護師	1人	1人	0人	園児の健康管理と、園全般の衛生管理を行う。
保育補助	0人	0人	0人	保育のサポート全般に行う。
用務員	2人	0人	2人	駐車場の警備および、園の雑務を行う。

当園では、「大津市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(昭和24年大津市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(2)各職種の勤務体系

職 種	勤 務 体 系
園長	正規の勤務時間帯(9:00～18:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
保育士	正規の勤務時間帯(7:00～19:00) シフト制
保育補助	正規の勤務時間帯(8:00～18:00) シフト制
栄養士	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
調理員	正規の勤務時間帯(8:30～16:30) シフト制
看護師	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間は異なります。

※勤務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

(3)保育時間

保育必要時間のみのお預かりになります。ご了承ください。

		月曜～金曜	土曜
開園時間	標準	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00
	短時間	9:00 ～ 17:00	
延長保育時間	標準	18:01 ～ 19:00	
	短時間	7:00 ～ 8:59	
		17:01 ～ 19:00	
休園日	○日曜日 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○年末年始(12月29日～31日、及び1月1日～3日)		

(4)土曜保育について

- ・土曜日保育については、ご家族の【土曜保育申請書】と【土曜就労証明書】が必要です。
 - ・保護者のどなたかが、土曜日休日の場合はご家庭での保育をお願いします。
 - ・土曜保育を利用される場合は、必ず翌月1か月分の土曜保育希望日を当月20日までに土曜保育申し込み表に記入し、ご提出ください。(利用月よりも前の月に申し込みをしてください)
- ※土曜保育関係の書類は申請があった場合にお渡しをしていますので、必要な方は事務所まで取りに来てください。

(5)延長保育について

以下の場合、「延長保育」の申請が必要となり、別途延長保育料がかかります。 ※料金はP12参照

- ① 標準時間認定をされた方で、18時01分～19時00分の保育を利用される場合
 - ② 短時間認定をされた方で、7時00分から8時59分、及び17時01分～19時00分の間で利用される場合
- 延長保育については、勤務時間・通勤経路・時間など考慮のうえ、利用時間の申請をしていただきます。【延長保育事業利用申請書】が必要です。
 - 月額・日額が選べます。日額場合は、月末集計し、翌月に請求をさせていただきます。
- ※短時間認定方は、月額の延長保育はご利用いただけません。
- 保護者の方の就労形態や通勤時間の増加などで保育時間の延長が必要になった場合、利用したい月の前月10日までに延長保育の申請をしてください。(ただし、急遽延長保育を利用される場合は、保育園までご連絡ください。)

(6)慣らし保育について

入園当初から慣れない環境で一日生活することで、お子様にとって大変な負担となります。お子様負担を軽減させるために、入園児には、慣らし保育を行います。期間はお子様の状況により異なりますが、通常1週間程度です。状態や欠席状況より、期間が延長することもあります。

	お迎え時間	
	0・1・2歳児	3・4・5歳児
1日目	10:30(保護者も一緒に)	11:00
2日目	10:30	11:00
3日目	10:30	12:30
4日目	12:00	12:30
5日目	12:00	15:00
6日目	15:00	通常保育

- 慣らし保育期間中は、9:00～9:15分間に登園してください。
- お子様の様子によって、時間はその都度相談させていただきます。
- 保護者方のお仕事の都合により、時間の相談は可能です。
- 0・1・2歳児クラスについては、慣らし保育1日目は保護者方も一緒に過ごさせていただきます。
- 慣らし保育期間中は、洋服の青山瀬田店さまの駐車場をご利用ください。

(7)登園・降園・欠席について

- ①保育園への送迎は必ず保護者の責任において行ってください。
- ②保育園へは午前 9 時 15 までに登園をお願いします。
 - ◎午前 9 時 30 分までに登園できない場合や、遅刻・欠席をされる場合には午前 9 時 15 分までに保育園へ連絡をお願いします。
 - ◎午前 9 時 30 分までに登園されない場合や、連絡がない場合には、午前 9 時 45 分になりましたらご家庭の緊急連絡先にご連絡をいたします。園児の出席確認のため、よろしくお願いします。
- ③受診等で遅刻される場合にも必ず9時15分までにご連絡ください。給食が提供できる時間が決まっているため、登園が遅れるご連絡の際に、登園予定時間もお知らせください。ご連絡頂けない場合、給食の提供ができない事があります。また12時00分までに登園が出来ない場合には、給食の安全衛生上、給食の提供ができませんので、予めご了承ください。
- ④園の入り口はオートロックになっています。登園時はセキュリティカードをかざしてください。セキュリティカードは毎日ご持参ください。お忘れの場合は、インターフォンを押して、お子さまの名前、クラスをお伝えください。確認後、解除をさせていただきます。
 - ※セキュリティカードを貸与いたします。紛失された場合には 2,800 円(税込)を徴収いたします。
- ⑤お迎えの方が変更になる時、また降園予定時間が 15 分以上変更になる時は、必ずご連絡をお願いします。またお迎え時間とお迎えの方は毎日必ずキッズダイアリーに入力をしてください。
- ⑥園の駐車場は9時～19時の間にご利用いただけます。7時から9時までは洋服の青山瀬田店様の駐車場をご利用いただき、そこから徒歩にて登園ください。また9時以降園の駐車場が満車の場合は、一度回ってきていただくか、洋服の青山瀬田店様をご利用ください。路上駐車や路上で駐車場が空くまで待機されるのはご遠慮ください。園駐車場の利用に際しては、用務員の指示にしたがってください。また駐車台数が限られておりますので、送迎の際は、おひとり5分程度の駐車にとどまるようにご利用をお願いします。
- ⑦自転車で送迎される方は、敷地内の駐輪場をご利用ください。自転車の駐輪は送迎時のみの利用とさせていただきます。
- ⑧保育園入り口の門扉は開けられましたら、必ず閉めてください。園児が外に出てしまう可能性もありますので、ご協力お願いいたします。
- ⑨お仕事を休まれてご自宅におられる場合は、できるだけ家庭保育のご協力をお願いします。保育できずにお預けになる場合は 9 時～17 時までの保育となります。
- ⑩お仕事がお休みの時の場合は、必ず担任にご連絡をお願いします。(緊急連絡先の変更など)

(8)家庭と保育園との連絡について

- ①保育園から家庭への連絡はキッズダイアリー、又は掲示板で行います。
- ②保育園からの連絡で、ご家庭からの返事を要するものは、指定した期日内にお返事をお願いします。
- ③質問やご意見等ございましたら、直接保育園にお問い合わせください。
- ④ご家庭⇄保育園の連絡を密に行っていきたいと思えます。012歳児クラスは毎日キッズダイアリーのご入力をお願いします。3歳児クラスからは必要な日のみご入力ください。

(9)用意していただくもの

	クラス・年齢	ほし (0歳児)	つき (1歳児)	にじ (2歳児)	幼児 (345歳児)	備考
毎日持ってきていただくもの	エプロン (給食・おやつ用)	3	3	2		長袖以外、ナイロン製
	おしぼり (口ふきタオル)	3	3	2		
	汚れ物入れ	2	2	2	2	持ち手のついたスーパーの袋
	水筒			1	1	災害時持ち出すため、ひも付きの物
	紙オムツ	保育園でお預かりしているものを確認して補充してください。				
お預かりするもの	紙オムツ	6	6	6	1	
	おしりふき	1	1	1		
	私服 上下セット	3	3	3	2	
	靴下	1	1	1	1	
	下着(肌着)	3	3	3	3	
	パンツ			3	3	
	ビニール袋	1	1	1	1	100枚入り程度の物
	体温計	1	1	1		登園時・午睡起きに使用します。
毎週	タオルケット	1	1	1	1	
	敷きパッド	1	1	1	1	
制服関係	体操服上下				1	
	上靴				1	
	制服				1	
	外履き靴	1	1	1		

◎上記はあくまでも目安ですので、お子様の成長や季節に応じて調整して下さい。

◎毎日衣類の点検と補充をお願いします。

◎週末には、タオルケット・敷きパッド・カラー帽子・上靴を持ち帰り、お洗濯をお願いします。

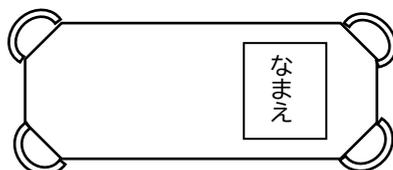
◎すべての持ち物に名前を記入してください。オムツ1枚1枚にも名前を記入してください。

◎3歳児からは制服と所定のリュックで登降園します。園内では動きやすい服装や体操服で過ごします。

【コットの敷パットの作り方】

(用意するもの) ・大判タオル1枚 ・幅2~3cmの平ゴム 30cmを4本

- ①バスタオルの四隅を三角に折り曲げて縫い付ける。
- ②四隅にゴムを縫い付ける
- ③大きく名前の記入をする



★コットの大きさ★

1歳児~5歳児

→縦132cm×横54cm

0歳児

→縦100cm×横54cm

6. 保育園の1年

	保護者様が参加できる行事	園児のみの行事	その他の行事
4月	入園式 (対象園児の保護者のみ)		【毎月の行事】 ● 誕生会 ● 食育活動 ● 身体測定 ● 避難訓練 【隔月の行事】 ● 防犯訓練
5月	個別懇談会 保育参加(幼児クラス)	内科健診	
6月	保育参加(幼児クラス)	歯科検診 交通安全教室	
7月	保育参加(幼児クラス)	たなばたのつどい プール開き なつまつり 尿検査	
8月		お泊り保育(5歳児)	
9月	引き渡し訓練		
10月	運動会(2～5歳児クラス) 保育参加(乳児クラス)	ハロウィン いもほり お弁当給食の日	
11月	保育参加(乳児クラス)	ありがとうの日 焼き芋大会 秋のバス遠足(幼児クラス) 内科健診	
12月	クラス懇談会	クリスマス会	
1月	個人懇談(希望者のみ)	お正月あそび	
2月	発表会	節分のつどい	
3月	卒園式(年長児の保護者のみ)	お別れ遠足(5歳児) お弁当の日(4歳児以降) 卒園式(5歳児)	

※お誕生日会は、お誕生日当日(休日の場合は前後の日)にクラスでお祝いをします。

※参観日はご家庭でのご都合がいい日にきていただきます。(1家庭1名)

※年間の行事は変更する事があります。詳しいことはおたより等でお知らせします。

7. 食事の提供方法および提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

◎当園は自園調理を行っています。

(1) 当園の給食の特徴

食育の推進	保育園では、乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験ができるよう毎月食育活動を行っております。
給食 (昼食・おやつ・補食)	お子様の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し栄養士が作成した献立を基に給食の提供に努めます。 栄養士の管理指導のもと、保育園において調理をします。離乳食についても発達に応じて初期から完了期まで調理しております。アレルギー食は対応しております。
献立等	毎月月末までに翌月の献立表をお渡しします。毎月19日の「食育の日」はメニューが郷土料理になります。日々の給食は玄関付近のサンプルケースに展示します。献立の中にお子様が初めて食べる食材がある場合は、ご家庭で必ず事前に2回お試しいただき、アレルギーの症状がないことを確認してください。
食物アレルギー等の対応	食物アレルギーがあると診断された場合には、医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保育園に提出していただきます。保護者様と園長、栄養士、看護師、担任で面談後、除去を開始いたします。保育園ではアレルギー食への対応は、「完全除去食」となります。アレルギーの状態により食材入手が困難な場合や調理が難しい場合は、お弁当持参をして頂くこともございます。食物アレルギー対応マニュアル有
衛生管理等	大量調理マニュアルに基づき、職員の健康診断を年1回以上、給食(調乳を含む)従事者の検便を毎月実施します。給食従事者の日々の健康状態の確認のほか、調理設備の点検を行い、衛生管理に努めます。
その他	朝食は大切ですので、必ず食べてから登園をお願いします。 遠足等でお弁当をお願いする場合があります。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。園児の年齢に応じ、以下の時間帯に提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分頃	10時40分頃～	15時頃	
1歳児	9時00分頃	11時頃～	15時頃	
2歳児	9時00分頃	11時15分頃～	15時頃	
3歳児		11時30分頃～	15時頃	
4歳児		11時30分頃～	15時頃	
5歳児		11時30分頃～	15時頃	

(3) 栄養士の配置状況 ※食物アレルギーなど、体質に合わない食材があればご連絡ください。

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導および管理	1	1	0	

8. 利用料金について

(1) 特定教育・保育にかかる利用者負担(保育料)

支給認定を受けた区市町村に対し、当該区市町村が定める保育料をお支払いいただきます。区市町村より引き落としまたは、振込通知書が届けられますので、申請した銀行等へご入金ください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

①(1)に掲げる保育料の他、別表2に掲げる費用を負担していただきます。園から請求書をお渡します。園から請求書をお渡しますので、引き落とし口座へご準備をお願いします。

②お引き落とし手続きが完了するまでは、請求書に記載の弊社銀行口座へお振込みをお願いします。お振込み手数料については保護者様のご負担をお願いします。

☆月末締め翌月のおおむね 27 日の引き落としになります。

※当園は、上記費用を銀行振り込みにて支払いを受けた時は、銀行振り込み明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。また口座振替にて支払いを受けた場合は、通帳の記帳をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

別表2 (税込み価格)

R7.2.1 現在

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食主食代(月額) ※3歳児以上	3歳児以上幼児主食費	1,700円/月
給食副食代(月額) ※3歳児以上	3歳児以上幼児副食費	5,000円/月
コトリース代	全年齢	110円/月
絵本代(月額)	年齢に合わせて用意	410円~470円/月
保育材料費(月額)	全年齢対象	400円/月
用品代(シューズ・リュック含む)	年齢に合わせて用意(入園時)	0歳・1歳・2歳:1,640円 3歳・4歳:11,210円~ 5歳:11,610円~
体操教室	3歳児以上、週1回(希望者)	650円/回
スイミング	4歳児以上、月2回(希望者)	880円/回
制服代(洋服の青山店での購入)	3歳児以上(入園・進級時)	23,050円~
体操服代(旧タイプ)	5歳児以上(入園・進級時)	12,260円~
体操服代(新タイプ) 2024年度~	3歳児以上(入園・進級時)	9,100円~
スポーツ振興保険料(年額)	全園児	210円/年
口座登録	口座登録手数料	楽天銀行・PayPay 銀行 GMO あおぞらネット銀行: 350円(税別) 上記銀行以外: 500円(税別)

※体育指導、スイミング、学習指導は希望者となっておりますが、身体づくりや集中力を養うプログラムとなっておりますので、ぜひ参加していただきますようお願いいたします。→別途、同意書をいただきます。

③各年齢に応じた特別保育や、その他延長保育料など、ご負担をいただく費用については全頁の別表2をもとにご用意をお願いします。

④上記の表以外に、保育用品代やお泊り保育、遠足等の行事費用の実費は、必要に応じて別途徴収させていただきます。

●実費徴収昨年度実績(2024年)

項目	内容、負担を求める理由	金額
お泊り保育(5歳児)	食事代・活動費等	920円
秋のバス遠足(3・4・5歳児)	施設利用料とバス代	1,500円
卒園アルバム(5歳児)	卒園アルバム代	7,392円
お別れ遠足(5歳児)	施設入場料とバス代	600円

※当園は現金払いを受けた場合は、必ず領収書を発行いたします。

(3)延長(時間外)料金について

以下の場合、「延長保育」の申請が必要となり、延長保育料が必要となります。

①標準時間認定をされた方で、18時01分から19時00分の利用をされる場合。

②短時間認定をされた方で、7時00分～8時59分、または17時01分以降の利用をされる方。

⇒短時間認定の方は月極のご利用はできません。

	月極	日額利用(30分)
1時間延長まで	3,000円 (18:01～19:00まで)	200円

※保育体制の調整のため、延長保育が必要な時は予定がわかり次第お知らせください。

(4)利用者負担金の口座登録について

利用者負担金のお支払いについては、口座登録をお願いいたします。

【登録方法は、インターネット口座振替登録のみとなります。(有償)】

① 受付手数料は、下記のとおりです。

楽天銀行・PayPay銀行・GMO あおぞらネット銀行:350円(税別)

上記銀行以外:500円(税別)

② 手数料の請求時期は、登録月とは異なります。

登録後2か月後の請求を予定しております。

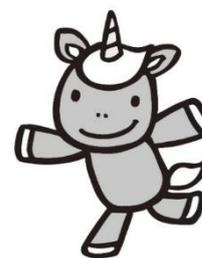
例) 4月1日入園の場合

5月7日までに登録完了されましたら、5月請求分より引落開始ができ、登録手数料の請求は6月となります。登録手数料は(R6 口座登録手数料 と記載させていただきます。)

※同園内にごきょうだいが在籍されている場合は、1口座のみの登録で構いません

※本社社内処理のタイミングにより、手数料請求時期が後ろ倒しになる可能性がございます。

※請求状況につきましては、毎月中旬頃に発行している請求書でご確認ください。



第3章 保健と健康管理

乳幼児を預かり、集団生活をおくる保育園では、特に健康管理に気を配り、次のことに注意しながら、快適な毎日を過ごせるように保育します。

こどもの健康づくりは、家庭と園とが一体となって取り組むことが大切です。保育園の生活は時にお子様の身体に負担をかけてしまいます。お子様にいつもと違う様子がみられましたら、早めの受診をお願いいたします。

☆子どもの体調チェックのポイント☆



<p>顔・表情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顔色が悪い ・ぼんやりしている ・目の動きに元気がない 	<p>耳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・痛がる ・耳だれがある ・耳をさわる ・耳切れがある 	<p>目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目やにがある ・目が赤い ・まぶたが腫れぼったい ・まぶしがる ・なみだ目である 	<p>鼻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鼻水、鼻づまりがある ・くしゃみがある ・息づかいが荒い 	<p>口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唇の色が悪い ・唇、口の中に痛みがある ・舌が赤い、荒れている
<p>食欲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段より食欲がない 				<p>のど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・痛がる ・赤くなっている ・声がかれている ・咳が出る
<p>皮膚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤く腫れている ・ポツポツと発疹、湿疹が出ている ・カサカサがある ・水泡、化膿、出血がある ・虫刺されで赤く腫れている ・ぶつけたあざがある ・傷がある 				<p>胸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸が苦しそう ・咳、喘鳴(ゼイゼイ、ヒューヒュー)がある ・咳で嘔吐する
<p>尿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回数、量、色、においがいつもと違う 	<p>便</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量、色、固さ、回数、におい、下痢、便秘などいつもと違う 	<p>お腹</p> <ul style="list-style-type: none"> ・張っていてさわると痛がる ・股のつけ根が腫れている 	<p>睡眠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泣いて目が覚める ・目覚めが悪く機嫌が悪い 	

1. 登園の条件について

お子様をお預かりする上で大切な情報(例:発熱・嘔吐等の体調不良や投薬、ご自宅や登園中に起きた怪我等)は、登園時に必ず様子をお伝えください。また健康観察表はお子様の健康状態を把握するために毎日ご記入いただき、登園された際には必ず職員への手渡しでのご提出をお願いします。

体調がすぐれない状態で無理に登園し、症状の悪化や長期化すること、他児へうつしてしまうことがあります。保育園は集団生活の場です。生後2か月からの乳児をお預かりしていることもあり、免疫が未熟な乳児への感染により、重症化し命に関わることもあります。

※ご家庭では受診せずに様子を見る程度であっても、地域や園の感染状況により、感染拡大防止のため、受診し、医師に登園に差し支えないことを確認してからの登園やお休みをお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 登園控えていただきたい症状

下記のいずれかの症状がみられるときは、ご家庭で療養していただきますよう、よろしくお願いいたします。

症状	登園できない
発熱	<ul style="list-style-type: none">■24時間以内に37.5℃上熱が出ていた。■24時間以内に解熱剤を使用している。■平熱より1℃以上高い時。
下痢	<ul style="list-style-type: none">■24時間以内に2回以上の下痢便が出る。■食事や水分を摂るたびに軟便や下痢便が出る。■下痢に伴い、体温がいつもより高めである。■朝、排尿がない。■機嫌が悪く、元気がない。■顔色が悪く、ぐったりしている。 <p>※上記にあてはまらない状態でも「胃腸風邪」「お腹の風邪」と診断された場合など、感染症が疑われるときは、医師に登園に差し支えない事を確認していただくとともに、症状が消失するまで登園を控えてください。</p>
嘔吐	<ul style="list-style-type: none">■24時間以内に嘔吐がある。■嘔吐に伴い、体温がいつもより高めである。■食欲がなく、十分な食事や水分が摂れていない。■機嫌が悪く、元気がない。■顔色が悪く、ぐったりしている。 <p>※上記にあてはまらない状態でも「胃腸風邪」「お腹の風邪」と診断された場合など、感染症が疑われるときは、医師に登園に差し支えない事を確認していただくとともに、症状が消失するまで登園を控えてください。</p>
咳	<ul style="list-style-type: none">■夜間しばしば咳のためにおきる■喘鳴(ゼイゼイ、ヒューヒュー)や呼吸困難がある。■呼吸が速い。■元気がなく機嫌が悪い。■食欲がなく、朝食や水分が摂れていない。■少し動いただけでも咳が出る。
発疹	<ul style="list-style-type: none">■発熱とともに発疹があるとき。■今までになかった発疹が出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されているとき。■口内炎等のため、水分や食事が十分に摂れていない時。■原因不明の発疹があり、受診をしていない場合。
とびひ	<ul style="list-style-type: none">■顔等で患部を覆えないとき。■滲出液が多く、他児への感染の恐れがあるとき。■かゆみが強く、手で患部を掻いてしまうとき。

(2) 保育中にお迎えをお願いする基準

	お迎えに来ていただく場合
発熱	■37.5℃以上の発熱があるとき ■元気がなく、機嫌が悪く、いつもと様子が違うとき。 ■咳で眠れず目覚めるとき。 ■排尿回数がいつもより減っているとき。 ■食欲がなく水分が摂れないとき。
下痢	■食事や水分を摂ると、その刺激で下痢をするとき。 ■腹痛を伴う下痢があるとき。 ■水様便がみられるとき。
嘔吐	■1回でも嘔吐があるとき。 ■元気がなく、機嫌や顔色が悪いとき。 ■吐き気が止まらないとき。 ■腹痛を伴う嘔吐があるとき。 ■下痢を伴う嘔吐があるとき。
咳	■咳があり眠れないとき。 ■呼吸音がヒューヒュー、ゼイゼイしているとき。 ■少し動いただけでも咳があるとき。 ■咳とともに嘔吐があるとき。
発疹	■発疹が時間とともに増えたとき。

(3) 保育園で怪我や病状急変等が発生したとき(受診が必要な場合)

必要に応じて適切な医療機関に受診をします。(保護者様の指定する医療機関を優先しています。)

その時は、健康保険証またはそれに代わるものをお借りします。

病院受診が必要と判断される時には、緊急連絡先にご連絡をさせていただきます。

(4) 下痢や嘔吐などで汚れた衣類の取り扱いと下痢の際の便の取り扱いについて

嘔吐などでの汚れ物の中には、感染力の強い細菌やウイルスが混じっている可能性があります。保育園では洗わず、そのままビニール袋に入れて密封してお返しします。二次感染予防のため、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。下痢症状が続く場合、オムツに出た便をお持ち帰りいただき、それを持って受診をお願いすることもありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【嘔吐物・便など汚物がついた衣類の消毒方法】

- ・汚物のついた衣類などを取り扱う際は、マスクと使い捨て手袋をして直接触れないようにする。
- ・水洗いをして汚物を取り除き、色落ちしないものは0.1%次亜塩素酸ナトリウムに10分以上浸して、消毒。(色落ちするものは85℃で1分以上熱湯消毒)し、他のものと分けて洗濯する。
- ・水洗いした場所も、よく洗い流し消毒する。
- ・処理に使用したマスクや手袋などは、ビニール袋に入れ密封して破棄し、手は流水と石鹸でしっかりと洗う。

2. 保育園とくすり

(1)与薬について

- ◎当園では基本的にお薬をお預かりすることはいたしません。園生活において投薬を必要とする場合は事前にご相談ください。
- ◎受診の際に保育園に通園していることを伝え、朝晩の2回処方にしてもらう等医師へご相談ください。
- ◎当園では怪我をした際には流水で洗浄し、傷の大きさによってはガーゼや絆創膏を使用し、医療用テープで固定することもあります。
- ◎命に関わる症状のために、園での使用がやむを得ない薬(食物アレルギー等でアナフィラキシーの為のエピペンや熱性けいれんの為のダイアアップ座薬等)はご相談の上、お預かりをさせていただくことがあります。

(2)ご自宅で薬の服用された場合や、ケガをされた場合はお知らせください。

ご自宅での薬の使用状況を知らないと、副作用による症状(抗生剤内服に伴う感染性によるものではない下痢など)や効果がきれた後の体調の変化などの把握ができません。「薬を使用しているからお預かりができない」ということではありませんので、ご自宅で薬(飲み薬・貼り薬・吸入薬など)を使用しているときは、薬の内容をお知らせください。

ご家庭でケガをされた場合も、登園時に必ずお知らせください。また頭を強く打った場合は、時間が経ってから嘔吐や意識障害などの症状が出たり、急変する恐れがあります。そのため、最低24時間以上経過するまで登園は控え、ご自宅で安静にお過ごしください。

(3)ホクナリン(気管支拡張剤)などの貼付薬について

貼付薬が気付かない間に剥がれ落ちて、乳児が誤って口にいれてしまい窒息する等の危険性があります。貼付薬を貼っている場合は、キッズダイアリーに貼っている場所を記入いただくと共に、登園時に保育士にその旨を口頭でお伝えください。お子様の手が届かない背中などに貼り、上から絆創膏で補強してください。また万が一剥がれた時のため、貼付薬に名前と日付を記入してください。

ムヒパッチ等も上記と同様の扱いです。1枚ずつに名前と日付を記入し、絆創膏で補強してください。貼付薬を貼っている時は、園での水遊びやシャワーはできません。スイミングへのご参加もしていただきません。

※衣類に貼る虫除けシールにおいても、1枚ずつに名前と日付を記入してください。

※虫除けスプレーは園での使用はできません。登園前に保護者様の管理の下で使用してきてください。

3. 園児健康診断

健診や測定後には結果をお知らせいたします。

内科健診(全園児)	年2回実施(5月・11月頃予定)
歯科健診	年1回実施(6月頃予定)
尿検査	年1回(7月頃予定)
視力測定・聴力測定 (4・5歳児のみ)	年1回
身体測定(身長・体重)	毎月実施

※健診の詳細な日程は、毎月のほけんだよりや掲示でお知らせします。内科健診・歯科健診は、できるだけお休みをされないようにお願いします。お休みされた場合は、後日嘱託医院へ各自で受診をし、診察結果を持参していただくこととなりますので、ご了承ください。

4. 嘱託医について

嘱託医は、当園のお子様の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、保護者及び職員の相談対応・指導を行うものです。今年度の当園の嘱託医は以下の通りです。

瀬田三愛小児科	滋賀県大津市大萱1丁目15-19	077-545-5312
ファミリー福田歯科	滋賀県大津市大將軍3丁目19-1	077-547-3630

5. 感染症の登園基準

乳幼児が集団で生活する保育園においては、感染症が流行しやすく、また、抵抗力も免疫力も低い乳幼児が感染症にかかった場合は、生命の危険につながる恐れがあります。園内での感染症の拡大を防ぐために、下記の表に記載されている感染症と診断されたら園までご連絡をいただきますようお願いいたします。また、治癒後に登園する場合は、医師に登園可否の確認が必要となります。

また、学校保健安全法に定められている一部の感染症では、「意見書」と「登園届」が必要となりますので、罹患後の登園の際に提出してください。

また、各種感染症については、厚生労働省・子ども家庭庁が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場であるため、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み(手洗いやうがい、消毒等)は取り組んでおります。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。また、衛生に関する取り組みは同ガイドラインを基にし、過度な清潔を目指すことはいたしません。なお、ご家庭内で保護者様やご兄弟などが感染症にかかった場合も、園にご連絡いただきますようお願いいたします。(別表1参照)

別表1

医師が意見書を記入する感染症	
感染症名	当園の目安
麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過していること
風しん(三日はしか)	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから、5日経過し、かつ全身症状が良好になっていること。
結核	医師により、感染の恐れがないと認められている事
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2日経過していること
流行性角結膜熱	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること。又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌症(O157. O26. O111など)	医師により、感染の恐れがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳児以上の小児について出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ、登園は可能である。
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルスなど)	嘔吐、下痢の症状がおさまり、普通の食事がとれること
急性出血性結膜炎	医師により、感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎感染症	医師により、感染の恐れがないと認められていること
その他	

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入する感染症	
感染症名	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普通の食事が摂れる事
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身症状が良いこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普通の食事が摂れる事
RSウイルス感染症	呼吸症状が消失し、全身症状がよいこと
突発性発疹	解熱し機嫌がよく、全身症状がよいこと
伝染性膿痂疹	皮疹が乾燥しているか、または浸潤部がガーゼ等で覆える程度であること
インフルエンザ(専用の登園届あり)	発症した後、5日経過し、かつ解熱した後2日経過している事(乳幼児にあたっては、3日経過していること。)
新型コロナウイルス(専用の登園届あり)	発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。 ※無症状感染者の場合は、検体採取日を0日目とした、5日を経過すること。

6. 乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守るために

●乳幼児突然死症候群(SIDS:Sudden Infant Death Syndrome)について。

それまで元気だった子どもが、事故や窒息ではなく、眠っている間に死亡してしまい死亡調査や解剖検査でもその原因は特定されない突然死のことを「乳幼児突然死症候群(SIDS:シズ)」といいます。1歳未満の児の死因の第3位で、日本での発症頻度は出生6,7千人に2人で、8割が家庭・2割が病院や保育施設で発生しています。家庭では両親の喫煙やうつぶせ寝、温めすぎなどで発生率は高く、保育園では、入園当初や預けて日が浅い時期(初日から1週間ないし1か月)や何らかの体調不良であった子どもに多く発生しています。

◎入園当初や預けて日が浅い時期(初日から1か月程)は…?

「初めて母親から離れることへの精神的ストレス」や、「集団生活への導入などの肉体的疲労」など、環境の変化に伴う要因が重なり、限界を超えた時に起こりやすいといわれています。

◎何らかの体調不良って…?

微熱がある、ミルクの飲みが悪い、食欲がない、軽い風邪症状、機嫌が悪い、など、「なんとなくいつもと子どもの様子がちがう」という症状で、まさか突然死するなんて…ということが多いようです。

●予防対策について

SIDSは予測できず防ぎようがないともいわれていますが、睡眠中異常の早期発見のため、保育園では、睡眠時に呼吸状態や体位などのチェックを以下の通り行っています。

0歳児	5分毎に確認・記録
1歳児・2歳児	10分毎に確認・記録
3歳児以上	10分毎に確認、30分毎に記録

■睡眠中のうつぶせ寝は死亡のリスクが高くなるため、仰向けに戻します。ご家庭でも睡眠時にうつぶせ寝になっている場合は仰向けに戻し、うつぶせ寝でなくても眠れるようにしていきましょう。

■睡眠中にあたたかすぎると、呼吸が止まりやすくなることが知られています。そのため、午睡時に着用する衣服は裏起毛ではないものや綿などの素材を選ぶとよいです。

①慣らし保育にご協力ください。

保育園では、慣らし保育を無理のないよう十分に行うことで、預かり初めのストレスの軽減につとめ、感染症やお子様の体調不良をしっかりと把握していきたいと思えます。慣らし保育中はご家庭でもしっかりお子様に寄り添い、様子をみてあげてください。慣らし保育後1か月程も注意が必要です。

②体調不良時はお休みしてください

子どもの体調は急変します。体調が悪い時は、気持ちも敏感になっていますので、ご家庭でゆっくり過ごしていただくよう、お願いします。

③「いつもと違う」場合は、登園時に職員にお伝えください。

職員につたえていただくと共に、健康観察表やキッズダイアリーなどでもお知らせくださいますよう
よろしくをお願いします。

④ご家庭でのお子様の様子は毎日のキッズダイアリーに記入をお願いします。

乳児クラスのご家庭は、食事や排便、睡眠、遊んでいる時の様子など、毎日必ずご記入ください。
幼児クラスのご家庭も、いつもと違う様子がある場合は、必ずお知らせをお願いします。

⑤お子様の近くでの喫煙はやめましょう

ご家庭で喫煙されている方がいる場合、睡眠中の死亡リスクが高くなります。お子様の近くで
の喫煙はやめましょう

◎SIDSの詳細につきまして、リーフレットをご参照ください。

7 予防接種

予防接種は子どもの感染症予防に欠くことのできないものです。

保育園は感染経路が少なく免疫力、体力、身体の機能がまだまだ十分でない乳幼児が毎日長時間にわたり
集団生活をする場となります。そのため予防接種を計画的に実施されますことをおすすめいたします。

◎予防接種をされた当日はご家庭で様子を見ていただけますよう、よろしくお願いいたします。

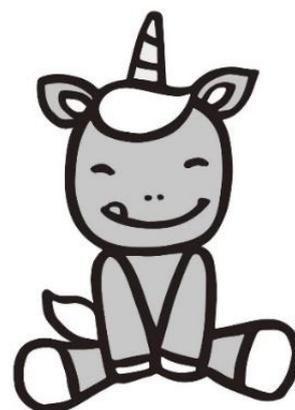
接種翌日は体調がよければ登園していただけます。受けられた予防接種の種類、日時について連絡ノート
へのご記入をお願いいたします。

8 「けんこうのきろく」について

毎月の身体測定や健康診断結果を記入してお渡します。園では、測定値のみ記入しますので、ご
家庭で、表に印をつけて、毎月の成長を線でたどって確認してください。健診結果については、確認
後押印をお願いします。

また、予防接種や罹った病気についても毎月の返却時に追加記入をしてください。

「けんこうのきろく」は、保育中の急な受診の際に母子手帳の代わりとして持参しますので、確認後は
速やかに園へ返却をお願いします。卒園まで6年間使用しますので、大切にしてください。





ね
寝ている
あか
赤ちゃんの
いのちを
まも
守るために



にゅうようじ とつぜん ししょうこうぐん エスアイディーエス

乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)

「乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)」は、それまで大きな異常のきざしが無いのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまう原因不明の病気です。

●令和5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第5位です。

SIDSについて▶



SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで
SIDSの発症率が低くなるというデータがあります

1歳までは
「あおむけ」に寝かせる



SIDSは睡眠中に起こります。うつぶせ寝、あおむけ寝のどちらの体勢でも起こっていますが、あおむけに寝かせたほうが発症率が低いことが研究でわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

できるだけ
母乳で育てる



母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でわかっています。様々な事情があり、すべての人が母乳育児ができるわけではありません。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。

たばこはやめる



たばこもSIDSの発生要因のひとつであるといわれています。乳幼児の周囲で誰かがたばこを吸うことは、SIDSの発症率を高くすることがわかっています。妊婦自身の喫煙、まわりの人が吸ったたばこの副流煙を妊婦が吸う「受動喫煙」も生まれた後にSIDSの発生要因になります。こどもに関わるすべての大人は喫煙をやめましょう。

こども家庭庁
ホームページで
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群(SIDS)について
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids>



乳幼児突然死症候群(SIDS)
診断ガイドライン(第2版)
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/guideline>



お問い合わせ

乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。

眠っている赤ちゃんの 窒息を防ぐには

一日の多くを寝て過ごす赤ちゃんにとって、睡眠時の環境は
とても大切です。SIDSの直接の原因ではありませんが
睡眠環境を整えることで、SIDSとは異なる窒息も防ぐことができます。



ベビーベッドに寝かせ 柵は常に上げておく。 頭や身体がはさまれないようにも注意

できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に
合格した製品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビー
ベッドを選びましょう。

また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、「動かない
だろう」と油断せず、転落しないように、柵は常に上げておしまし
ょう。赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう、周囲の隙間やベッド
柵と敷きふとん・マットレスの隙間をなくしましょう。



赤ちゃんが寝る場所には 枕やぬいぐるみをおかない。 口や鼻はおおわない

赤ちゃんは、寝返りをしたり、ずり上がったり、寝ている間も動き回ります。
口や鼻をおおったり、首にまきついたりしてしまうリスクがあるものは危険で
す。枕やタオル、衣服、よだれ掛け、ぬいぐるみなどは近くにおかないようにし
ましょう。



下に敷くふとん・マットレスは 固めのものを使う。 上にかけるふとんは使わない

ふかふかした柔らかい敷きふとん・マットレス・枕は、うつぶせになった場
合に顔が埋まってしまい、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤
ちゃん用の固めの寝具を使いましょう。掛けふ
とんは使用せず、服装で温度調整しましょう。

また、保護者が添い寝をする時は、赤
ちゃんを身体や腕で圧迫しないように注
意しましょう。



こどもまんなか
こども家庭庁



第4章 家庭との連携

1. 園からのお知らせ

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもトレジャーキッズつきのわ保育園が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

(1) 朝ごはんを食べてから登園しましょう

子どもたちの健やかな成長に欠かせない「基本的な生活リズム」を身につけるための大切な取り組みです。

朝ごはんを食べることで

- ◆体温が上がり、頭もからだもすっきり目覚めることができます
- ◆3回食事を摂ることは、からだの成長に欠かせません
- ◆腸が刺激され、便秘の予防になります

(2) 熱中症予防について

近年、夏の暑さが厳しく、毎年全国で熱中症にて搬送されるお子様が後を絶ちません。

お子様たちが屋外で元気に遊ぶことは大切です。一方、お預かりしているお子様の命を守ることは私たちの第一の責務です。環境省や自治体からは、「暑さ指数 31 以上は『危険』であり外遊びをさせない」という勧告が出ておりますが、それ以下の場合の判断につきましては明確な基準がありません。そこで、当園では次のように考えて屋外活動(園庭あそびや散歩など)を中止します。

環境省熱中症情報予防サイトにて午前9時の大津市の暑さ指数が嚴重警戒(28~31℃)を超える場合、その日の日中は戸外活動を控えるようにします。

ただし、上の条件で「活動可」となっても、その後の温度の上昇、その日のお子様たちの様子、体調によっては屋外活動をしない場合があります。

(3) 保育園から道路に出るときには、必ずお子様と一緒にしてください。

車は危ないとわかっているにもかかわらず、子どもは急に走り出します。行方不明事故は、深刻な事故に繋がりがねません。送迎時、園職員が門扉周辺で見守ることはしておりません。

保護者様の手は、お子様の命綱です

送迎時、玄関や門扉はひんぱんに開閉します。その間にお子様が出て行ってしまうことがあります。玄関・門扉周辺では、お子様から目や手を離さないでください。また、玄関と門扉の鍵は大人が操作してください。

安全はお互い様です

玄関や門扉を開け閉めする際、お子様だけが園から出ていくのをみたら、知らないお子様でも必ず呼び止めて、園にいる保護者、職員に声をかけてください

朝は必ず声をかけてください

お急ぎでも、必ず職員に声をかけてお子様をお預けください。声をかけていただかないと、お子様の登園、人数を把握できません。朝は、お預けまでに時間をいただくこともございますが、お子様たちを大切に一人ひとりお預かりするためです。ご了承ください。

(4) お子様たちのかみつき・ひっかきについて

お子様に自我(「わたし」「ぼく」)が生まれてくると、かみつきやひっかきが始まります。「それ、ぼくの」、「ほしいな、それ」、「わたし、やだ」…、このような気持ちがあっても、まだ言葉にはなりません。そのため、かみつきやひっかきという行動になります。または、お子様の目の前に現れた誰かの指や顔に、手や口が出ることもあります。

これは成長発達のひとつの特徴です。全てのお子様たちがかみつきやひっかきをするわけではありませんが、かみつきやひっかきが終わらないことも絶対にありません。誰かを傷つけようという気持ちも、お子様には全くありません。反対に「○○ちゃん、好き!」、「あそぼう!」といった、他者に対する興味がかみつきやひっかきのような行動として出ることもあります。

保育者は、お子様たちが幼いながらも言葉で気持ちを表現できるよう働きかけをしています。時として私たちの言葉かけや働きかけが間に合わないこともあります。保育者はお子様たちがかんだり、ひっかいたりすることを放置はしません。できる限り止めて、気持ちを受け止め、言葉にするよう伝えます。かみつきやひっかきは特別な行動でも悪い行動でもなく、こども同士のかかわりや「仲良し」の中に出てくるものです。

もし、かみつきやひっかき起きた時には、適切に処置をして、保護者の方にもお伝えします。

また、生え始めた歯がかゆくてかんでしまう、ということもあります。ご家庭でそのような様子が見られ始めましたら、園までお伝えください。当園でも、同様のことがみられましたら、お伝えしていきます。保護者様の皆様と保育園の二人三脚で、こどもたち一人ひとりの成長、そして、こどもたちがお互いに関わり合いながら育っていく姿をしっかりと見守っていきましょう。

(5) 事故に繋がるものは身に着けずに登園しましょう

職員は園内の床や、園庭などに危険なものはないか、いつもチェックしております。その理由は、0歳児、1歳児が口に入れてしまう可能性があるからです。異物を口に入れることで、窒息したり、窒息を起こさなくても喉の奥の方や気道に挟まってしまい、病院で取り出すのが容易ではないケースもあります。

乳児の保護者の方はもちろん、年中・年長児の保護者の方も「うちの子は食べたりしないから」とお思いにならず、他のお子さんの安全をお考えください。

- ◆ 身に着けて登園する場合、登園時に申告してほしいもの
 - 絆創膏、ガーゼ、ガーゼ固定のテープなど
(気管支拡張剤についてはP16を確認ください。)
- ◆ 登園する際に控えてほしいもの
 - フードつきの衣服(パーカー、フード付きジャンパーなど)
 - つかまり立ち以上の動きができるようになったお子様のつなぎの衣服
 - ロンパース(乳児)
- ◆ 身に着けて登園できないもの
 - 飾りのついたヘアゴム、シリコン製のヘアゴム、ヘアピン
- ◆ カバン等につけて持参できないもの
 - ボールチェーンのキーホルダー

園では、シールやテープ、ビニール、食事用のラップが落ちていたり、お子様や職員の体についていたりしないかを日常の活動の中で確認しています。また、机やロッカーなどに貼られているテープの「はがれ」もチェックと補修をしています。小さいお子様がいらっしゃるご家庭では、同じようにお気をつけいただければと思います。ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長などにお声掛けください。

(6) お子様の写真とプライバシー保護について、大切なお願い (同意書)

当園では、保護者様のご同意のもと、園だよりやクラスだより、ブログ等にお子様たちの活動の写真を掲載し、日々の活動の様子をお伝えしています。お子様の写真を掲載することにご同意されていないご家庭については、掲載することのないよう配慮しております。

保護者の皆さまにも、他のお子様のプライバシー保護についてお願いいたします。

- ◆ ご自身のお子様以外の園児の顔がわかる写真を Instagram、Facebook、X、TikTok、LINE、ブログなどの SNS やインターネット上にアップされませんよう、ご配慮をお願いいたします。
- ◆ 他のお子様(たち)が写っている写真をアップしたい場合は、必ずそのお子様(たち)の保護者様の了解を得るか、または他のお子様の顔を画像処理してください。

ご家庭には、さまざまなご事情があります。居所を隠してお住まいのご家族がいらっしゃる場合もございます。「自分の友人だけに配信するのだから」とお考えでも、転送や共有、「いいね！」を繰り返すうちに、思いもしない人の手に写真が渡ってしまうこともあります。

保護者様の間で「わが子の写真を載せないで」、「みんなの写真を載せないで」とお互いに伝えにくい場合は、園長にお伝えください。ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長にお声掛けください。

2. 緊急時の連絡方法

(1) 緊急連絡先について

入園時に保護者の皆様から、非常時の連絡先を緊急連絡先の用紙に記入し提出していただいています。これは緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。記入後に変更が生じた場合は、必ず園へお知らせください。変更箇所の訂正をしていただきます。お子さんをお預かりする上で、保護者のみな様と連絡を取り合うために重要なものとなりますので、ご協力をお願いします。

- 緊急時は、この書類に記載してあります第1緊急連絡先から順に連絡いたしますので、必ず連絡のつく順番で記載をお願いいたします。
- 緊急時、園に連絡がつかない場合は、本社保育事業部へご連絡ください。

＜株式会社セリオ 本社オフィス 06-6442-0600＞

(2) 大地震・火災等 緊急を要する場合の対応

保育園は、お預かりしているお子さんを災害から守るため、日頃より様々な備えをしておりますが、これらの対応には保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。いざという時に皆様に適切な行動をとっていただき、保育園と保護者の皆様とが一体となって、園児の安全を確保できるよう以下のご協力をお願いいたします。

非常災害が発令された場合、または現実には非常災害が発生した場合は保護者の方は保育園に迎えにきてください。園舎が危険な場合は、別の避難場所に避難していることがあります。

避難場所を保育園前に掲示しますので、電話による連絡・問い合わせはお断りします。災害時、園舎にとどまる事が困難な状況と判断された時(園舎が倒壊の恐れ又は近隣からの火災等)は子どもの安全を確保し避難場所へ避難いたします。

<災害時避難場所>

	名 称	住 所
指定緊急避難場所	一里山公園	大津市一里山 3 丁目 16
指定避難場所	一里山公園緑のふれあいセンター	大津市一里山 3 丁目16-1

※原則として引き渡しは保護者に限りますが、状況により保護者が来られない場合の代わりの方(代理引取り人)をあらかじめ「緊急連絡カード」に記入しお知らせください。

※園児の引き渡しは、引き渡しカードと名簿確認のうえで行いますので、迎えにきた際には必ず職員に引き渡しカードをご提出の上、確認後、降園していただきますようお願いいたします。

3. 災害警報について

台風・地震・津波などで、大津市内に「暴風警報」「特別警報」及び、大津市において、河川氾濫の警戒レベル3(高齢者は避難)、警戒レベル4(全員避難)が発令された場合、園児の安全確保のため、次のように対応します。

■午前 7 時まで到大津市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル4」が解除された場合
→通常保育となります(給食あります)

■午前 7 時現在、大津市内に「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル4」が発令されている場合
→自宅待機いただきますよう、お願いします。

■午前 10 時まで到大津市内または滋賀県全域の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル4」が解除された場合

→開園いたしますので、事故の無いように登園してください。

※解除時間によっては、給食の準備ができませんので、その際はお弁当をお持ちください。

■午前 10 時まで到大津市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル4」が解除されない場合

→臨時休園いたします。

■保育時間中に大津市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル4」が発令された場合
→できるだけ早く園児のお迎えをお願いします。確実に連絡が取れるようにしておいてください。

■大雨警報等が発令された場合も、保育園の判断により、自宅待機またはお迎えをお願いすることがあります。

※まち COMI メールおよびキッズダイアリーでお知らせを致しますので、必ずご登録をお願いします。

※保育園へのお問い合わせは混雑をきたしますので、ラジオ・テレビ等の気象情報に基づいて、各自のご判断をお願いします。

※警報の解除後も十分に気を付けて登園ねがいます。

4. 災害発生時の緊急連絡先について

保護者の方の緊急連絡先は、所定の用紙にご記入いただきご提出いただきます。

基本的には、ご勤務先に連絡をいたしますので、出張などで、いつもと連絡先が違う場合には、必ず事前に連絡をお願いします。

また、住所および勤務先などが変更した場合も、事務所もしくは担任にお知らせください。

5. 非常災害対策

防犯設備	門扉、および玄関扉電気錠	
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有	
消防計画届出年月日	2020年2月26日	
防火管理者	園長 大辻みどり	
定期訓練	避難訓練、消火訓練:毎月1回以上実施 総合防災訓練(引取訓練を含む):毎年1回実施	
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間(開園時間外を含む)、引き続き児童を保護します。	
災害時安否情報メール	保育園では、災害時において、安否情報をお知らせするために、メール配信(マチコミ)を行っています。 この安否情報は、災害時に保育園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。	
災害備蓄品	水	水 おおよそ3日分
	非常食	白米、おかゆ おおよそ3日分 ミルク缶 おおよそ5日分 ライスクッキー おおよそ3日分
	トイレ	非常用トイレ、おおよそ3日分
	防災頭巾	乳児用20個、幼児用50個
	その他	手回しラジオ1台、非常用持ち出し袋6個

6. 緊急時の対応

対応方法	児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、児童の身の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。		
消防・救急	管轄	大津市消防局 東消防署	
	所在地	大津市大江4丁目18番1号	連絡先 077-543-0119
警察	管轄	大津警察署	
	所在地	大津市打出浜12番7号	連絡先 077-522-1234
嘱託医	管轄	瀬田三愛小児科	
	所在地	大津市大萱1丁目15-19	連絡先 077-545-5312
嘱託歯科医	管轄	ファミリー福田歯科	
	所在地	大津市大將軍3丁目19-1	連絡先 077-547-3630

7. 保育内容に関する相談・苦情窓口

当園は、利用者からの苦情に適切に対応する体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を以下の通り設置しております。

(1) 目的

- ① 苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めること。
- ② 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援すること
- ③ 納得のいかないことについては、円滑・円満な解決に努めること

(2) 解決の体制について

◆保育園

受付担当者	主任保育士及び、各クラス担任
解決責任者	園長（大辻みどり）
利用時間	9:00～18:00
連絡先	077-548-7838 ※当園では、園内に要望・苦情等に係る投函箱も設置しています。

◆第三者委員

氏名	社会保険労務士法人 和(なごみ) 加藤 / 佐々木
連絡先	06-6942-0753

◆その他の相談・苦情受付窓口

部署名	株式会社セリオ 保育事業部 本社オフィス
連絡先	06-6442-0600

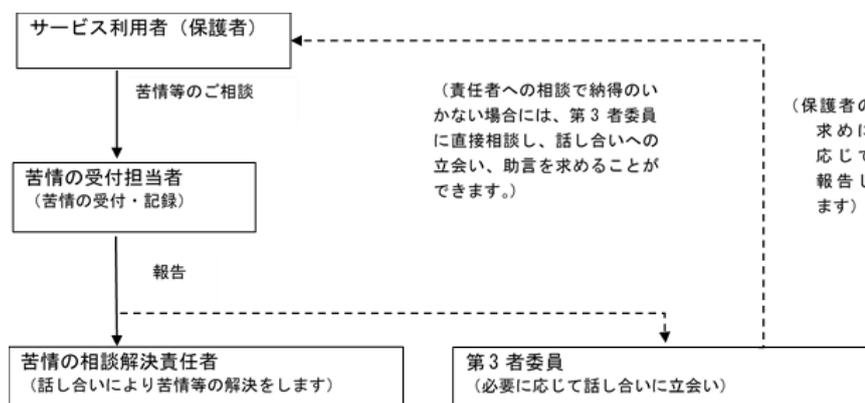
(3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認



(4)解決の通知と公表

受け付けた苦情等は、解決責任者より所定の用紙により、改善内容、調査を実施したことの報告書または調査を行わない旨を申出人へ報告します。

個人情報に関するものや申出者が拒否した場合を除いて、苦情等の解決について、毎年度終了後に事業報告やホームページ等において公表し、改善に務めます。

8. 虐待防止等の措置について

体制整備等	当保育園では、児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、不適切な保育や関りが行われないう、マニュアルの策定など必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	保護者様、関係各位において、児童に不適切な養育の兆候や虐待が認められる場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

虐待には次の4つがあります。(児童虐待防止法に規定)

- ・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など
- ・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。配偶者に対する暴力や暴言。きょうだいに対する虐待。など
子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。
- ・性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。など
- ・ネグレクト・・・遺棄。置き去り。食事を与えない。衣服を長期間不潔なままにする。病気で受診させない。登園、登校させない。同居者等が虐待を行っていることを放置する。など

*** 不適切な保育防止マニュアルより抜粋**

9. 第三者評価について

認証評価機関による「第三者評価」を定期的に受診予定です。

10. 利用者に対する保険

当園では以下の保険に加入しています。

●独立行政法人スポーツ振興センター

保険の種類	災害共済給付
保障内容	保育所の管理下における児童の災害につき、保護者に災害共済給付を行う。
掛金額	年額 210 円

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付金制度のお知らせ」をご確認ください。

日頃から安全な保育を心がけておりますが、万一の場合に備えて、入園と同時に全児童が独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。

下記の場合には、独立行政法人スポーツ振興センター法で決められた、給付金が支給されます。

(以下、医療費の総額が 5,000 円以上の場合に負担されます。)

- ①保育園で保育を受けている時に怪我や事故が発生した時
 - ②通常の経路での登降園中に怪我や事故が発生した場合の保険外治療は対象になりません。
- お配りしています、独立行政法人スポーツ振興センターの申込書を提出してください。

●あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(賠償責任保険)

保険の種類	賠償責任保険(施設・生産物) 傷害保険
保障内容/金額	【賠償責任保険】施設対人(1名につき) 1,000,000,000 円

※保護者の方のご負担金はありません。

11. 園児の利用状況(令和7年3月1日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0 歳児	6人	6人	9人
1 歳児	12人	12人	13人
2 歳児	12人	12人	14人
3 歳児	14人	14人	14人
4 歳児	6人	13人	13人
5 歳児	13人	5人	15人
合計	63人	62人	78人

12. 子ども子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により、公表・公示された旨なし (ある場合は、その旨及び公表・公示内容を記載)

13. 個人情報保護の方針及び、個人情報の取り扱いについて

- ①当園の職員は、業務上知り得た利用の子ども及び、支給認定保護者の秘密保持を厳守します。大津市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。
- ②当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して、利用の子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ利用子どもの保護者の同意を得ます。ただし、特段の理由がある場合、もしくは別に定めのある場合は除きます。
- ③トレジャーキッズつきのわ保育園における個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについてをご確認ください。

14. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

15. 写真販売について(同意書)

当園では、お子様の園での様子、行事等での様子を園職員や、株式会社うるるから派遣されたプロのカメラマンが撮影した写真を、株式会社うるるが運営しております“えんフォト”を通じ、インターネット上にてご購入いただいております。写真は、L版、2L版、データダウンロードや、集合写真などで販売しております。公開、販売に際しては、メールアドレス、パスワードにて、関係者以外は閲覧、購入はできません。なお、ご購入いただきました写真、および写真データはご家族でお楽しみいただき、SNS、ブログ等、インターネット上での公開はご遠慮いただきますようお願いいたします。写真購入に関しましては、保護者様より直接“えんフォト”でご購入いただくものとなります。当保育園は関与しておりませんので、予めご了承ください。

【価格表】 (税込み)	園職員	L版	2L版	データ版	カメラマン	L版	2L版	データ版
		70円	120円	80円		100円	150円	200円

トレジャーキッズつきのわ保育園における
個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

(弊社における個人情報保護管理者)
株式会社セリオ
本社 担当: 富永 妙子
住所: 大阪府大阪市北区堂島 1-5-17
堂島グランドビル 8 階
TEL: 06-6442-0500

トレジャーキッズつきのわ保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)』(以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。)および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

(基本理念)

1. トレジャーキッズつきのわ保育園では、『個人情報保護法』第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべてののが、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

(個人情報の利用目的)

2. トレジャーキッズつきのわ保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

(個人情報の第三者への提供)

3. トレジャーキッズつきのわ保育園では、『個人情報保護法』第 23 条に規定されている下の各号の一に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報(個人データ)を提供することはありません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関、若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の管理)

4.トレジャーキッズつきのわ保育園は、利用する個人情報(個人データ)を

正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩(ろうえい)、滅失、または毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

5.トレジャーキッズつきのわ保育園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)

の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。

なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け適正に対応します。

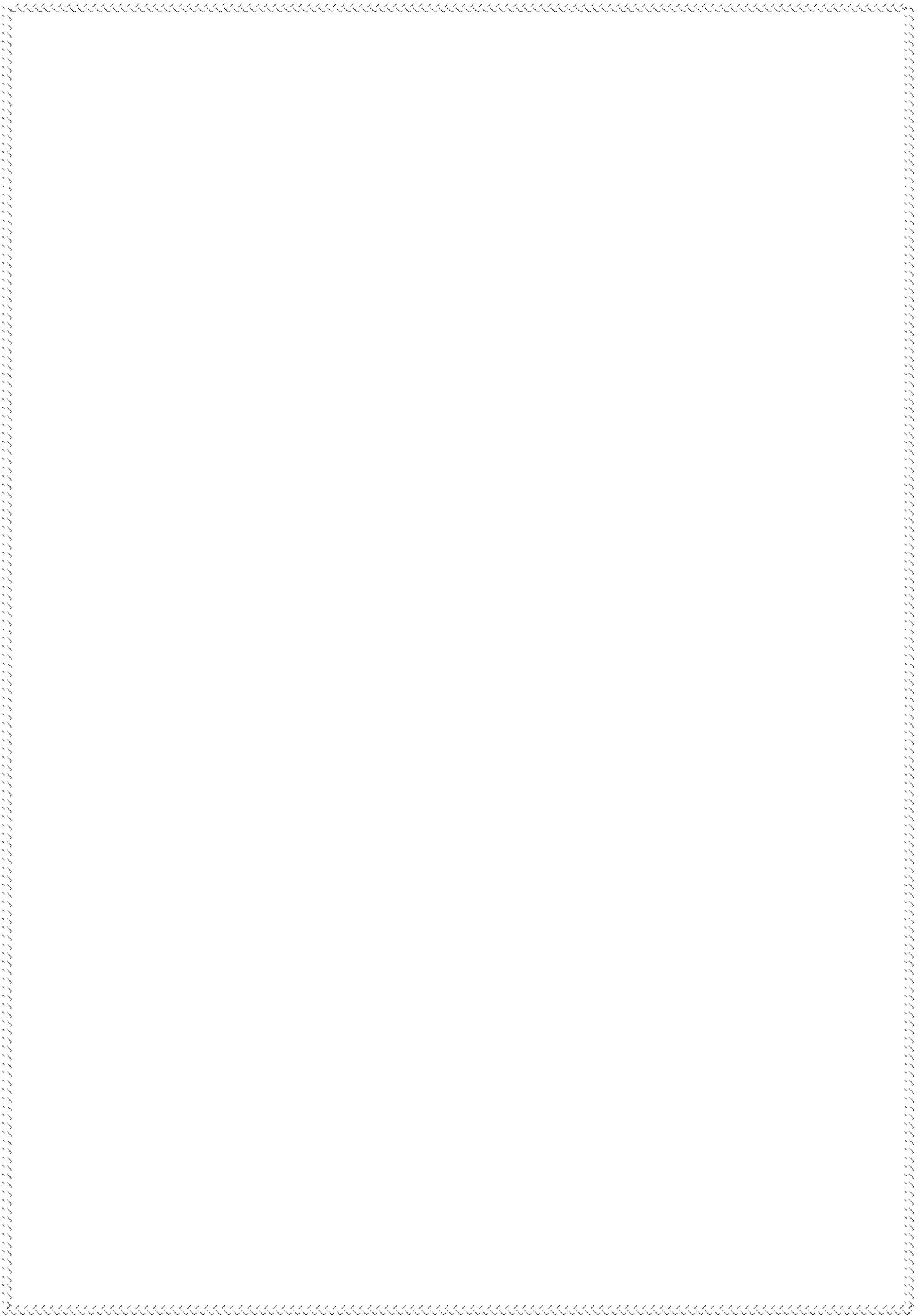
お問合せ 内容	・個人情報の取扱いに対するご意見等 ・個人情報保護方針について ・個人情報の開示等(開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止) ・利用目的について
お問合せ 窓口	株式会社セリオ 個人情報保護管理者 冨永 電話:06-6442-0500 FAX:06-6442-0881 電子メール:tominaga@serio-corp.com

(個人情報保護体制の継続的改善)

6.トレジャーキッズつきのわ保育園は、この「トレジャーキッズつきのわ保育園における個人情報保護の方針及び取り扱いについて」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつ、継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

(個人情報の任意性について)

7.トレジャーキッズつきのわ保育園では、個人情報の提供については、お客様の自由なご判断にお任せいたします。ただし、必要な個人情報の一部をご提供いただけない場合、当園のサービスの一部をお受けいただけない場合がございますので、ご了承ください。





株式会社セリオ
トレジャーキッズつきのわ保育園
2025・2・1改定

